3　厚生管理室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、厚生管理室の事務を掌理する。 （教養企画室） **第十三条**　長官官房人事課に、教養企画室を置く。 2　教養企画室においては、令第十二条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。 3　教養企画室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、教養企画室の事務を掌理する。 **第十四条～第十七条**　［略］	［条を加える。］
［条を削る。］	**第十二条～第十五条**　［同上］ ［二条ずつ繰り下げる。］ （厚生管理室） **第十六条**　長官官房教養厚生課に、厚生管理室を置く。 2　厚生管理室においては、令第十四条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。 3　厚生管理室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、厚生管理室の事務を掌理する。 （犯罪被害者支援室） **第十七条**　長官官房教養厚生課に、犯罪被害者支援室を置く。 2　犯罪被害者支援室においては、令第十四条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。 3　犯罪被害者支援室に、室長を置く。 4　室長は、命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。
［条を削る。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年十月一日から施行する。

○内閣府令第七十号

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第三十九条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（委員及び特別委員の名簿） **第二条**　［略］ 2　前項の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　氏名 ［二・三　略］ （通知の方法） **第六条**　法第十九条第五項及び法第二十六条第三項並びに第十二条第一項及び第三項、第十三条、第十五条第三項、第十六条第一項並びに第二十五条第二項の規定による通知は、配達証明郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの、電子メールを送信する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、電子メールの受信を確認した旨及びその内容を記載する場合に限る。）又は面前において書面を交付する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、面前において交付した旨及びその内容を記載する場合に限る。）により行うものとする。 （調書） **第三十一条**　［略］ 2　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～九　略］ 十　第六条の規定により電子メールを送信する方法で通知したときは、電子メールの受信を確認した旨及びその内容 十一　［略］ 十二　［略］	（委員及び特別委員の名簿） **第二条**　［同上］ 2　前項の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　氏名及び生年月日 ［二・三　同上］ （通知の方法） **第六条**　法第十九条第五項及び法第二十六条第三項並びに第十二条第一項及び第三項、第十三条、第十五条第三項、第十六条第一項並びに第二十五条第二項の規定による通知は、配達証明郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの又は面前において書面を交付する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、面前において交付した旨及びその内容を記載する場合に限る。）により行うものとする。 （調書） **第三十一条**　［同上］ 2　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 十 十一　［同上］ ［同上］